

# 不法残留者数の増減要因（現状分析）

※不法残留者数以外の数値は令和7年の概数である。

## ○増加要因（約1万3千人）

（令和7年中に新規発生した数の要因分析）

令和7年に発生した実数であり、同年中に送還等された者を含む。

### ①短期滞在（査証免除国） 約3.9千人（30.0%）

タイ	2.4千人
インドネシア	0.7千人
台湾	0.2千人
韓国	0.1千人

### ②短期滞在（査証国） 約0.6千人（4.8%）

中国	0.3千人
フィリピン	0.2千人

### ③技能実習 約3.2千人（24.9%）

ベトナム	2.6千人
インドネシア	0.3千人
中国	0.2千人

### ④難民認定申請歴のある者 （在留制限・不認定・所在不明） 約2.5千人（19.4%）

タイ	0.8千人
スリランカ	0.4千人
トルコ	0.4千人

### ⑤在留期間更新 ・変更不許可 約0.5千人（3.5%）

### ⑥その他 約2.3千人（17.3%）

## 不法残留者 約6万8千人

令和8年1月1日現在

新規

### 短期滞在（査証免除国） 約3万3千人（47.8%）

タイ	9.8千人
韓国	9.6千人
台湾	2.6千人
インドネシア	2.5千人

### 短期滞在（査証国） 約8.9千人（13.0%）

中国	2.0千人
フィリピン	1.9千人
ベトナム	1.9千人

### その他の在留資格 約2万7千人（39.2%）

技能実習	9.3千人
ベトナム	6.2千人
中国	1.4千人
インドネシア	1.0千人
特定活動	7.3千人
スリランカ	1.0千人
ベトナム	1.0千人
トルコ	0.8千人
タイ	0.7千人

令和7年  
約7万4千人

減少

※このほか  
難民認定申請中の者  
約1万9千人

## ○減少要因（約1万7千人）

（令和7年中に減少した数の要因分析）

令和7年中に手続を執った実数

退去強制手続又は出国命令手続

約1万7千人

### ⑦出頭申告 約1万1千人 （62.8%）

ベトナム	3.8千人
タイ	2.4千人
中国	1.0千人
インドネシア	0.9千人
フィリピン	0.5千人

### ⑧身柄引取等 約4.8千人 （28.1%）

ベトナム	2.0千人
タイ	0.5千人
中国	0.4千人
トルコ	0.4千人
インドネシア	0.3千人

### ⑨摘発 約1.5千人 （9.1%）

タイ	0.6千人
ベトナム	0.5千人
インドネシア	0.3千人

### ⑩出国命令出国者 約9.8千人 （56.8%）

### 送還 約6.6千人 （38.5%）

### ⑪自費出国 約5.9千人 （34.4%）

### ⑫国費送還 約0.7千人 （3.9%）

### 在留特別許可 約0.8千人（4.8%）

# 不法滞在者ゼロプラン～強力推進パッケージ～

- 不法残留者を増やさない施策 (1)
- 不法残留者を減らす施策 (5) (6) (7) (8)
- 不法残留者を増やさない施策でかつ減らす施策 (2) (3) (4)

## 入国管理

### (1)電子渡航認証制度(正式略称:JESTA)

#### の早期導入

オンラインで事前に提供された情報をもとにスクリーニングを行い、好ましくない外国人の来日を未然に防止。

①④査証免除国からの短期滞在者の入国については、**JESTA導入**。

②④査証国からの短期滞在者の入国については**厳格な査証審査に活用すべく入管庁及び外務省が関連情報の連携を強化。DXによるJESTA業務と査証業務の情報連携。**【関係省庁】

⑤技能実習制度に替わる**育成就労制度の創設**。

③～⑥中長期在留者の入国についても、**在留資格認定証明書交付申請に係る審査の更なる厳格化**を検討。

### (2)退去強制が確定した外国人が多い国に対する働き掛け

退去強制が確定した外国人が多い国に対して、外務省と協力して、不法滞在者の発生を防止するための取組などに関する働き掛けを強化。

①～⑦⑩⑪について

- **アウトリーチ型の働き掛けや動画(多言語)による広報強化等の取組**を検討。
- 駐日外国公館に申入れを実施。【関係省庁】
- 諸外国の取組例等の調査研究も必要。

## 在留管理・難民審査

### (3)難民認定申請の審査の迅速化

(略) B 案件(※)を類型化し、在留の制限を実施すると共に、早期かつ迅速な処理体制を整備。法改正施行前の複数回申請者について、早期の審査を実施。

(※) B 案件：難民条約上の迫害に明らかに該当しない事情を主張している案件

④⑦について

- **B案件の類型化の拡充による処理の促進**  
\*在留制限の更なる厳格な運用を検討。
- 案件処理のタイムラインを明示。
- 更なる処理体制の整備。

### (4)出入国在留管理のDX

難民等認定手続について、審査手続の迅速化を図るため、AIを含むデジタル技術の活用を検討。

J E S T Aの導入後は、入国から出国までの情報を一元的に管理し、不法滞在者の把握等の活用を検討。

- 上記(3)の推進のためにも、早期に難民DXによる処理の迅速化・効率化。
- **①～⑫について**  
出入国在留管理DXによって、不法滞在者の発生防止及び摘発・退去強制等の**一連の業務を効率化するため**、  
・**出入国在留管理DXの中身の具体的な検討を加速(DX推進体制の強化)**。  
・**具体的な実現期限を設定**。

## 出国・送還

### (5)護送官付き国費送還の促進

(略) 計画的かつ確実に護送官付き国費送還を実施。

⑫について

- 護送官付き国費送還を更に強力に推進。
- **多角的な送還手法の検討**。

### (6)改正入管法の新制度を活用した自発的な帰国の促進

出国命令制度や上陸拒否期間短縮制度の積極的な活用を促し、自発的な帰国を促進。

⑩⑪について

- **帰国説得を行う人員の体制整備や帰国説得用資料(多言語翻訳)の準備の検討**。「早く帰れば良かった。」などと後悔していた**被送還者の声をアウトリーチ型で周知**。
- 被仮放免者及び被監理者(特に、旧法下の被仮放免者)について、**各要件を満たさなくなったものは収容した上、帰国説得**。

### (7)被仮放免者の不法就労防止

被仮放免者の動静監視に注力し、不法就労の抑止を図る。警察と協力して、被仮放免者の不法就労及び雇用主の不法就労助長を積極的に摘発する。

⑦～⑨について

- **不法就労助長者の摘発強化・厳正に対処**。【関係省庁】\*
- **不適正ヤード対策**。【関係省庁】\*
- **不法就労助長罪を各業法の欠格事由に盛り込むこと**を提案する(法改正が必要)。【関係省庁】

### (8)摘発の強化【新規】

⑦～⑨について

- 上記(7)の対策に加えて、**入管の体制を増強し、以下の施策に取り組む**。
- **合同・入管単独摘発の強化**。【関係省庁】\*
- **サイバーパトロールの実現**。\*
- **情報提供、通報の促進策の検討**。\*

\*「不法就労対策パッケージ」を関係機関が連携し、強力に推進。

(※1) ①～⑫の区分は、1枚目(現状分析)と2枚目(パッケージ)で対応している。  
(※2) 緑背景は、「強力推進パッケージ」において重点的に実施していく取組を示す。